

Q9 二重譲渡問題について教えてください

A9

特許を受ける権利を、従業員(発明者)から会社に譲り受けるには、その旨を示した譲渡証を作成するという手段もあります。しかしながら、従業員(発明者)は、特許を受ける権利の譲渡先を自由に選択できるため、特許を受ける権利を会社に譲る他、同じ発明について、第三者にも譲ることもでき、その場合に第三者が先に特許出願した場合には、譲渡証があっても会社は特許を受けることができなくなってしまいます。

特許を受ける権利が二重譲渡された場合

特許庁は、先に特許出願した方を権利者として特許審査を行う（特許法第34条第1項）

